

## 福岡県公報

令和5年1月10日  
第 363 号

## 目次

## 告示 (第2号-第7号)

- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 道路の供用の開始 (道路維持課) …………… 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 1
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2
- 保安林予定森林に関する農林水産大臣からの通知 (農山漁村振興課) …………… 2
- 情報通信の技術を利用して行う知事の所管する行政手続等 (情報政策課) …………… 2

## 公 告

- 開発行為に関する工事の完了 (都市計画課) …………… 5

## 告 示

## 福岡県告示第2号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年1月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名 | 供用開始の区間 |
|----------|-----|---------|
|----------|-----|---------|

|    |           |                                   |
|----|-----------|-----------------------------------|
| 朝倉 | 八女線<br>香春 | 朝倉市杷木赤谷815番先から<br>朝倉市杷木赤谷846番1先まで |
|----|-----------|-----------------------------------|

## 福岡県告示第3号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を令和5年1月10日から開始する。

その関係図面は、この告示の日から2週間、関係県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和5年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

| 県土整備事務所名 | 路線名  | 供用開始の区間                                   |
|----------|------|---|
| 久留米      | 322号 | 三井郡大刀洗町大字鶴木6番先から<br>三井郡大刀洗町大字下高橋1097番1先まで |

## 福岡県告示第4号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法(昭和26年法律第249号)第30条の規定により告示する。

令和5年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市隈江字兎袋876、877
- 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 指定施業要件
  - 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字兎袋876・877(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

- (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第5号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
北九州市若松区大字小石字本村2077の1から2077の3まで、2078、2084の6、2084の8
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字本村2078・2084の6・2084の8（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び北九州市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第6号

農林水産大臣から、次のように保安林を指定しようとする旨の通知を受けたので、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

令和5年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 保安林予定森林の所在場所  
朝倉市杷木志波字石堂3160の1、3161
- 2 指定の目的  
土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法  
ア 次の森林については、主伐は、択伐による。  
字石堂3160の1・3161（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）  
イ その他の森林については、主伐に係る伐採種は定めない。  
ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。  
エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
- (2) 立木の伐採の限度  
次のとおりとする。  
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を福岡県農林水産部農山漁村振興課及び朝倉市役所に備え置いて縦覧に供する。)

#### 福岡県告示第7号

知事等に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する規則（平成16年福岡県規則第25号）第3条の規定に基づき、次のように情報通信の技術を利用して行う手続等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続を公

示する。

令和 5 年 1 月 10 日

福岡県知事 服部 誠太郎

情報通信の技術を利用して行う手続等のうち電子署名を要する申請等の根拠となる法令又は条例等の名称及び条項、当該使用の開始日並びに対象手続

| 手続等の根拠となる法令<br>又は条例等の名称                         | 条項                           | 使用の開始日    | 対象手続   |
|---|------------------------------|-----------|--|
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第12条第1項、第23条の2第1項、第23条の20第1項 | 令和5年1月11日 | 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品の製造販売業の許可の申請    |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第80条第2項、第3項及び第4項             |           |  |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第12条第4項、第23条の2第4項、第23条の20第4項 | 令和5年1月11日 | 医薬品、医薬部外品、化粧品、医療機器、体外診断用医薬品、再生医療等製品の製造販売業の許可の更新の申請 |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第80条第2項、第3項及び第4項             |           |  |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第13条第1項                      | 令和5年1月11日 | 医薬品、医薬部外品、化粧品の製造業の許可の申請                            |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第80条第2項                      |           |  |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第23条の22第1項、第23条の41第2項        | 令和5年1月11日 | 再生医療等製品の製造業の許可の申請                                  |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第13条第4項                      | 令和5年1月11日 | 医薬品、医薬部外品、化粧品の製造業の許可の更新の申請                         |

|   |                       |           |                                     |
|---|-----------------------|-----------|-------------------------------------|
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第80条第2項               |           |                                     |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第23条の22第4項、第23条の41第2項 | 令和5年1月11日 | 再生医療等製品の製造業の許可の更新の申請                |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第13条第8項               | 令和5年1月11日 | 医薬品、医薬部外品、化粧品の製造業の許可の区分の変更等の申請      |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第80条第2項               |           |                                     |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第23条の22第8項、第23条の41第2項 | 令和5年1月11日 | 再生医療等製品の製造業の許可の区分の変更等の申請            |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第13条の2の2第1項           | 令和5年1月11日 | 医薬品、医薬部外品、化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録の申請    |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第80条第2項               |           |                                     |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第13条の2の2第4項           | 令和5年1月11日 | 医薬品、医薬部外品、化粧品の保管のみを行う製造所に係る登録の更新の申請 |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第80条第2項               |           |                                     |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第14条第1項               | 令和5年1月11日 | 医薬品、医薬部外品、化粧品の製造販売の承認の申請            |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第80条第2項               |           |                                     |

|   |             |           |                              |
|---|-------------|-----------|------------------------------|
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第14条第7項     | 令和5年1月11日 | 医薬品等適合性調査の申請                 |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第80条第2項     |           |                              |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第14条第15項    | 令和5年1月11日 | 医薬品、医薬部外品、化粧品承認事項の一部変更の承認の申請 |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第80条第2項     |           |                              |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第14条の2第1項   | 令和5年1月11日 | 医薬品等区分適合性調査の申請               |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第80条第2項     |           |                              |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第14条の7の2第1項 | 令和5年1月11日 | 医薬品等適合性確認の申請                 |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第80条第2項     |           |                              |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第23条の2の3第1項 | 令和5年1月11日 | 医療機器、体外診断用医薬品の製造業の登録の申請      |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第80条第3項     |           |                              |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第23条の2の3第3項 | 令和5年1月11日 | 医療機器、体外診断用医薬品の製造業の登録の更新の申請   |

|   |                       |           |                    |
|---|-----------------------|-----------|--------------------|
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第80条第3項               | 令和5年1月11日 | 再生医療等製品製造管理者の承認の申請 |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第23条の34第5項、第23条の41第2項 |           |                    |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第40条の2第1項             | 令和5年1月11日 | 医療機器の修理業の許可の申請     |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第80条第3項               |           |                    |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第40条の2第4項             | 令和5年1月11日 | 医療機器の修理業の許可の更新の申請  |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第80条第3項               |           |                    |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第40条の2第7項             | 令和5年1月11日 | 医療機器の修理区分の変更等の申請   |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第80条第3項               |           |                    |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第68条の16第1項、第21条第2項    | 令和5年1月11日 | 生物由来製品の製造管理者の承認の申請 |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）   | 第80条第1項               | 令和5年1月11日 | 輸出入医薬品等適合性調査の申請    |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第80条第2項               |           |                    |

|   |   |           |                            |
|---|---|-----------|----------------------------|
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第5条第1項及び第5項、第12条第1項及び第5項、第37条の9第1項及び第4項、第55条  | 令和5年1月11日 | 製造販売業、製造業、修理業の許可証の書換え交付の申請 |
| 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行令（昭和36年政令第11号） | 第6条第1項及び第6項、第13条第1項及び第6項、第37条の10第1項及び第5項、第55条 | 令和5年1月11日 | 製造販売業、製造業、修理業の許可証の再交付の申請   |

公 告

公告

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第3項の規定により公告する。

令和5年1月10日

福岡県知事 服部 誠太郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称  
糸島市前原1021番1から1021番55まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名  
福岡市西区周船寺一丁目8番35号  
スエヒロ産業株式会社  
代表取締役 松吉 繁孝